七条の十三の改正規定、同法第六十九条の十一の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る部分に限る。）、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第百五条の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の四第三項」に改める部分に限る。）、同法第百十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分を除く。）及び同法第百十五条の二の改正規定並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。第四号において「地位協定臨特法」という。）第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。次号及び第三号並びに次条第一項において「輸徴法」という。）第十一条の改正規定　平成二十三年十月一日

二　第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定　平成二十四年一月一日

三　第三条中関税法第七条の十五の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十四条から第十四条の三までの改正規定並びに附則第八条中輸徴法第二十条の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日

四　第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第百五条の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。）、同法第百五条の二を同法第百五条の三とする改正規定、同法第百五条の次に一条を加える改正規定、同法第百十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分に限る。）及び同法第百十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第一条第三号に規定する日

五　第三条中関税法第六十九条の十一の改正規定及び同法第六十九条の二の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る部分を除く。）　不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の関税法（以下「新関税法」という。）第七条の十五及び第十四条から第十四条の三までの規定（これらの規定を輸徴法第六条第六項又は附則第八条の規定による改正後の輸徴法（以下この項において「新輸徴法」という。）第二十条において準用する場合を含む。）は、前条第三号に定める日以後に新関税法第十四条第四項（新輸徴法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する法定納期限等が到来する関税及び内国消費税（輸徴法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に第三条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧関税法」という。）第十四条第四項（附則第八条の規定による改正前の輸徴法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

2　新関税法第八十八条の二第一項の規定は、前条第四号に定める日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧関税法第八十八条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

3　新関税法第百五条第一項第六号の規定は、前条第四号に定める日以後に同項第六号に規定する輸入者等（以下この項及び第五項において「輸入者等」という。）に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該輸入者等に対して当該調査に係る旧関税法第百五条第一項第六号の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第五項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧関税法第百五条第一項第六号に掲げる者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

4　新関税法第百五条第二項、第四項（同条第二項に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、前条第四号に定める日以後に提出される新関税法第百五条第二項に規定する物件について適用する。

5　新関税法第百五条の二の規定は、前条第四号に定める日以後に輸入者等に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（とん税法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後のとん税法第十条の三第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第四条の規定による改正前のとん税法第十条の三第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十条の二第一項及び第二項」を「第二十条第三項及び第四項、第二十条の二（第三項を除く。）」に改め、同条第二項中「前項但書の」を「前項ただし書の」に、「前項但書に」を「同項ただし書に」に改め、同条第四項中「第二十条及び」を「第二十条第一項及び第二項並びに」に改める。

第十条第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第八条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第十六条第二項中「第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号」に改める。

第二十条中「、第十四条の二第一項」を「及び第十四条の二第一項」に改め、「及び第十四条の三第一項（還付請求権の時効）」を削り、「、徴収又は還付」を「又は徴収」に改める。